<table>
<tr><th></th><th>基本手当</th><th>高年齢求職者給付金</th><th>特例一時金</th><th>日雇労働求職者給付金（普通給付）</th><th>日雇労働求職者給付金（特例給付）</th></tr>
<tr><td>賃金日額</td><td colspan="3">■ 原則
・算定対象期間に被保険者期間として計算された最後の6ヶ月間（以下、「最後の6ヶ月間」という）に支払われた賃金総額 ÷ 180日
・賃金総額には、臨時に支払われる賃金や3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金は含まれない
■ 例外1
・原則により算定された賃金日額が、①又は②に掲げる額に満たないときは、①又②に掲げる額がその者の賃金日額となる
①賃金が日給、時給、出来高払制その他の請負制によって定められている場合
最後の6ヶ月間に支払われた賃金総額 ÷ 最後の6ヶ月間の労働日数 × 70/100
②賃金の一部が月、週、その他一定の期間によって定められている場合
その部分の総額 ÷ その期間の総日数 ＋ ①の額
■ 例外2
・原則・例外1により算定することが困難であるとき、又は賃金日額とすることが適当でないと認められるときは、大臣が定めるところにより算定した額が賃金日額となる
①6ヶ月間に支払われた賃金の総額が明らかでないときは、被保険者の離職した事業所においてその者と同種の労働に従事し、かつ、その経験及び年齢が同程度である労働者に対して当該6ヶ月に支払われた賃金に相当する額について算定する
②被保険者期間として計算された期間が6ヶ月に満たないときは、当該期間の日数に法14条第1項ただし書の規定により2分の1ヶ月の被保険者期間として計算された日数を、離職の日に最も近い期間に係るものから順に180 日に達するまで加算し、当該180 日間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額とする
③上記①・②の方法により賃金日額を算定することが困難な場合は、被保険者の離職した事業所の所在地と同一の地域においてその被保険者と同種の労働に従事する労働者に通常支払われる賃金を考慮して、公共職業安定所長が定める 等
■ 賃金日額の下限額 3,014円
■ 賃金日額の上限額
<table><tr><th>離職日における年齢</th><th>賃金日額の上限額</th></tr><tr><td>30歳未満</td><td>14,510円</td></tr><tr><td>30歳以上45歳未満</td><td>16,110円</td></tr><tr><td>45歳以上60歳未満</td><td>17,740円</td></tr><tr><td>60歳以上65歳未満</td><td>16,940円</td></tr></table>高年齢被保険者及び離職日において65歳以上の短期雇用特例受給資格者に係る賃金日額の上限額は、離職日における年齢が30 歳未満の受給資格者について定められた賃金日額の上限額が適用される。</td><td><table><tr><th>等級</th><th>支給額（日額）</th></tr><tr><td>第1級給付金</td><td>7,500円</td></tr><tr><td>第2級給付金</td><td>6,200円</td></tr><tr><td>第3級給付金</td><td>4,100円</td></tr></table>■第1級給付金
前2ヶ月間に第1級印紙保険料が24日分以上納付されているとき
■第2級給付金
①前2ヶ月間に第1級及び第2級印紙保険料が合計して24日分以上納付されているとき（第1級納付金に該当する場合を除く）
②前2ヶ月間に納付された印紙保険料のうち、第1級及び第2級印紙保険料が24日分未満である場合、第1級・第2級・第3級印紙保険料の24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上であるとき
■第3級給付金
上記のいずれにも該当しないとき</td><td>■第1級給付金
前6ヶ月間に第1級印紙保険料が72日分以上納付されているとき
■第2級給付金
前6ヶ月間に第1級及び第2級印紙保険料が72日分以上であるとき（第1級納付金に該当する場合を除く）
②前6ヶ月間に納付された印紙保険料のうち、第1級及び第2級印紙保険料が72日分未満である場合、第1級・第2級・第3級印紙保険料の72日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上であるとき
■第3級給付金
上記のいずれにも該当しないとき</td></tr>
<tr><td>基本手当の日額</td><td colspan="3"><table><tr><th colspan="2">離職日において60歳未満</th><th colspan="2">離職日において60歳以上65歳未満</th></tr><tr><th>賃金日額</th><th>基本手当の日額</th><th>賃金日額</th><th>基本手当の日額</th></tr><tr><td>3,014円以上
5,340円未満</td><td>賃金日額 × 80/100</td><td>3,014円以上
5,340円未満</td><td>賃金日額 × 80/100</td></tr><tr><td>5,340円以上
13,140円以下</td><td>賃金日額 × 80～50/100</td><td>5,340円以上
11,800円以下</td><td>賃金日額 × 80～45/100</td></tr><tr><td>13,140円超</td><td>賃金日額 × 50/100</td><td>11,800円超</td><td>賃金日額 × 45/100</td></tr></table>失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額：1,391円</td><td>■日雇労働求職者給付金の支給日数
失業した日の属する月の前2ヶ月間に、印紙保険料が通算して28日分以下であるときは、通算して13日分を限度として支給し、印紙保険料が通算して28日分を超えているときは、28日分を超える4日分ごとに1日を13日に加えて得た日数分を限度として支給される。ただし、その月において通算して17日分を超えては支給されない。（下表のとおり）
<table><tr><th>印紙の貼付枚数</th><th>支給日数</th></tr><tr><td>26～31枚</td><td>13日分</td></tr><tr><td>32～35枚</td><td>14日分</td></tr><tr><td>36～39枚</td><td>15日分</td></tr><tr><td>40～43枚</td><td>16日分</td></tr><tr><td>44枚以上</td><td>17日分</td></tr></table></td><td>■日雇労働求職者給付金の支給日数
基礎期間（前6ヶ月）の最後の月の翌月以後4ヶ月の期間内の失業している日について、通算して60日分を限度として支給される</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>基本手当の日額 × 所定給付日数
■原則
基本手当は、4 週間に1 回、失業の認定を受けた日分が支給される
■例外①
職安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者に係る基本手当は1ヶか月に1 回、前1ヶ月分について失業の認定を受けた日分が支給される
■例外②
就職その他やむを得ない理由により失業の認定日の変更の取扱いを受けた受給資格者に対しては、公共職業安定所長が受給資格者の状況を考慮し、別に定める支給日以外の日に基本手当が支給される</td><td>基本手当の日額 × 50日
（算定対象期間が1年未満の者は30日）
■失業の認定があった日から離職の日の翌日から起算して1 年を経過する日（受給期限日）までの日数が50日（算定対象期間が1年未満の者は30日）に満たない場合には、当該失業の認定のあった日から受給期限日までの日数を乗じて得た額となる
■離職の日の翌日から起算して1年を経過する日（受給期限日）までに、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業の認定を受けなければならない</td><td>基本手当の日額 × 30日
（当分の間40日）
■失業の認定があった日から離職日の翌日から起算して6 ヶ月を経過する日（受給期限日）までの日数が30 日（当分の間40 日）に満たない場合には、当該失業の認定のあった日から受給期限日までの日数を乗じて得た額となる
■離職の日の翌日から起算して6 ヶ月を経過する日（受給期限日）までに、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業の認定を受けなければならない</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

SAMPLE